

平成19年(2007年) 8月17日

姫路市長

石見 利勝 様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

姫路市長より平成19年3月14日付けで諮問を受けた下記の公文書の非公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「姫路市緑の募金の業務上横領事件に係る姫路警察署長あて告訴状(写し)」

1 審査会の結論

「姫路市緑の募金の業務上横領事件に係る姫路警察署長あて告訴状（写し）」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、本件公文書の全部の公開決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 当該業務上横領事件は、これまでに数回にわたって新聞やテレビで報道されており、姫路市が姫路警察署に刑事告訴した際にもその告訴事実の概略などについて報道がなされた。また、被告訴人は同市の事情聴取に対しその犯行について自認している。告訴の手續上、司法警察員は検察官に書類及び証拠物を速やかに送付することになっており（刑事訴訟法242条）、実際の運用としてはその際に事件そのものも送付されている。このことから刑事事件の追及がなされることは明白であり、身柄の拘束や公訴提起なども想定内の範囲といえる。

イ 実施機関は、本件処分の根拠に姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第6号を挙げるが、具体的にどう支障があるのか明らかにしていない。告訴状が捜査の端緒となる資料であることに異議はないが、その概略がすでに報道済みである告訴事実の詳細や告訴人、被告訴人の氏名等が記載されているだけで、それが公になったからといって捜査に支障が出ることは考え難い。告訴をしたことを公表しておいて、告訴状の内容が公開できないというのは本末転倒と言わざるを得ない。

ウ 実施機関が警察の〈匿名捜査〉に協力する正当な理由は見当たらず、正確な報道をするための資料として公開することに何ら問題はない。

エ 業務上横領事件はその性質上〈被害者なき犯罪〉である。明確に被害者を特

定することはできないが、被害品が募金であることを考えれば、被害者は善意の市民と解することができるため、市民である我々も、その告訴状の内容について知って然るべき立場にある。姫路市が雇用した職員の不祥事に対し、適正な対応を取ったかを確認する上でも告訴状の公開は当然なされるべきである。

3 実施機関の主張要旨

- (1) 実施機関が公文書非公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求のあった時点（平成19年2月19日）において、実施機関の提出した告訴状を端緒とした犯罪捜査が行われており、このような状況において、告訴に係る犯罪事実及び個別具体的な経過が記録されている本件公文書を公にすることは、犯罪の捜査が阻害され、若しくは適正に行われなくなるおそれがあるため、本件公文書は条例第7条第6号に該当するものとする。

- (2) また、実施機関が、非公開理由説明書に係る追加理由説明書において主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

刑事訴訟法第47条は「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と規定している。告訴状が「訴訟に関する書類」に該当することは告訴状の性質から明らかであり、内閣府情報公開審査会の答申（平成17年度（行情）答申第220号）においても「訴訟に関する書類」に該当する旨判断されている。本件公文書は告訴状の写しであり、その記載内容は当該告訴状と同一のものであれば、写しであることをもって、告訴状と取扱いを別異にする理由はない。よって、本件公文書は、刑事訴訟法第47条に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第7条第3号に該当する「法令秘等に関する情報」として、非公開とすることが妥当であるとする。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

4 審査会の判断

- (1) 実施機関は、非公開の理由として、条例第7条第3号及び第6号を挙げるので、以下、これらの条項の該当性について検討する。

- (2) 条例第7条第3号〔法令秘等情報〕の該当性について

ア 本号は、法令の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示により、公にすることができない情報（以下「法令秘等に関する情

報」という。)が記録されている公文書は、非公開とする旨を規定したものである。

この点につき、刑事訴訟法第47条には、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」との規定があることから、本件公文書が、同条に定める書類に該当するのかが問題となる。

イ 「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される場所、告訴状は「訴訟に関する書類」に該当することはその性質上、明らかである。実施機関が引用するとおり、前記の内閣府情報公開審査会の答申（平成15年度(行情)答申第31号)においても告訴状は当該書類に該当する旨判断されている。なお、本件公文書は、告訴状の写しであるが、そこに記載されている内容は原本と同一であることから、写しであっても「訴訟に関する書類」としての性格を失うことはないと言える。

ウ よって、本件公文書は「訴訟に関する書類」に該当し、条例第7条第3号に規定する「法令秘等に関する情報」に該当する。

(3) 条例第7条第6号〔公共の安全等に関する情報〕の該当性について

上記のとおり、本件公文書は条例第7条第3号に該当するので、条例第7条第6号の該当性について判断する必要がないものとする。

(4) 結論

以上の理由により、当審査会は、本件公文書が条例第7条第3号に該当するものとして、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 19 年 3 月 14 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 19 年 4 月 2 日	—————	・実施機関からの非公開理由説明書の提出
平成 19 年 5 月 17 日	平成 19 年度第 1 回	・実施機関からの意見の聴取及び非公開理由説明書に係る追加理由説明書の提出の申出 ・審査
平成 19 年 5 月 30 日	—————	・実施機関からの非公開理由説明書に係る追加理由説明書の提出
平成 19 年 6 月 27 日	平成 19 年度第 2 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 19 年 8 月 17 日	—————	・答申